



小林鷹之からの 臨時号2 手紙

衆議院議員
小林鷹之
国政報告

討議資料

ワクチン接種スケジュール

令和3年3月12日現在

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
医療従事者 約480万人	2/17	→		→				
高齢者(65歳以上) 約3600万人			4/12	→		→		

※基礎疾患のある方、高齢者施設の職員の方、また一般の方については決まり次第お知らせいたします。
高齢者：令和3年度中に65歳に達する、昭和32年4月1日以前に生まれた方。

新型コロナワクチンコールセンター

千葉市	電話 ▶ 0120-57-8970 受付時間：8時30分～18時00分※土日・祝日を含む(年末年始は除く)
	メール ▶ cv-call@city.chiba.lg.jp ※耳や言葉が不自由な方は、電子メールでお問い合わせいただけます。
	接種を受けられる場所 ▶ 集団接種会場 …千葉中央コミュニティセンター6階体育館 個別接種会場 …市内医療機関(約300か所)
八千代市	電話 ▶ 0570-001-098 (通話料有料) 受付時間：午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日を除く)
	接種を受けられる場所 ▶ 八千代市内の医療機関と調整中
習志野市	電話 ▶ 0570-002-322 (ナビダイヤル) 受付時間 午前8時30分から午後5時30分(土日・祝日を除く)
	接種を受けられる場所 ▶ 特設会場6か所 (袖ヶ浦体育館、東部体育館、津田沼中央総合病院、谷津保険病院、習志野第一病院、千葉県済生会習志野病院) その他医療機関52か所

【厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター】

電話番号：**0120-761770**(フリーダイヤル) 受付時間：**午前9時～午後9時**(土日・祝日も実施)

【費用】**全額無料**

【接種回収とその間隔】

- 2回の接種**が必要です。
- ファイザー社のワクチンでは、通常、**1回目の接種から3週間後に2回目の接種**を受けます。

【接種場所】

原則として、住民票所在地の市町村(住所地)の医療機関や接種会場

【接種を受けるための手続き】

市町村から「接種券(クーポン)」と「新型コロナワクチン接種のお知らせ」が届きますのでご確認の上、手続きをして下さい。

ワクチンの安全性

【主な副反応】

- 頭痛 ●関節や筋肉の痛み
- 注射した部分の痛み
- 疲労 ●寒気 ●発熱等
- 【まれに起こる重大な副反応】
- アナフィラキシー(全身のじんましんや呼吸困難、血圧低下などの激しいアレルギー症状)
- 【予防接種を受けることができない人】
- 明らかに発熱している人
- 重い急性疾患にかかっている人
など

妊娠中または妊娠している可能性のある人、授乳している人は必ず医師に伝えて下さい。

注意：情報は随時更新されますので、最新情報をご確認下さい。



本手紙は
令和3年3月16日
時点の内容です

自民党千葉二区支部小林鷹之事務所発行
(千葉市花見川区・習志野市・八千代市)

地元事務所 〒276-0033 千葉県八千代市八千代台南1-3-3 山萬八千代台ビル1階
TEL 047-409-5842 FAX 047-409-5843

国会事務所 〒100-8981 東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館417号室
TEL 03-3508-7617 FAX 03-3508-3997

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

2021年3月16日時点

制度の具体的な内容や条件については現在検討中のものもあり、詳細が決まり次第、各省にて公表される予定です。

事業を守る

時短要請に応じ、
飲食店の営業時間を短縮

地方創生臨時交付金の協力要請推進枠

協力推進枠のほか、地方創生臨時交付金は、
コロナ対応の取組であれば自治体をご自由にお使いいただけます

緊急事態宣言区域は 1日最大 **6万円**、月額換算最大 **180万円**

その他は 1日最大 **4万円**、月額換算最大 **120万円**

お近くの
都道府県の
窓口まで

・緊急事態宣言の影響で
飲食店との取引が減少
・不要不急の外出自粛により売上が減少

一時支援金の支給

申請期間：3月8日～5月31日

本年1～3月のいずれかの月の売上が50%以上減の
中堅・中小事業者

法人 **60万円**、個人 **30万円**

新分野展開や業態転換で
事業を立て直したい

事業再構築補助金

3月公募開始予定
令和3年度にさらに4回実施予定

新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組む場合、
上限 **1億円**までを最大 **2/3**（中堅は **1/2**）で補助

感染防止対策をしつつ、
販路を開拓したい

持続化補助金

5次締切：6月4日
※6次（10月）、7次（令和4年2月）
締切予定

小規模事業者に最大 **100万円**まで **3/4**補助

ITツールの導入により、業務に
おける接触機会を低減したい

IT導入補助金

ベンダーの登録受付：3月25日～6月30日
ITツール登録申請：3月25日～
交付申請：4月上旬まで

業務の効率化、および接触機会の低減に資するITツール等の導入費用を
最大 **450万円**まで最大 **2/3**補助
※テレワーク用のクラウド対応したITツール導入（ソフトウェア、クラウド利用料等）
を支援するテレワーク対応類型は最大150万円



雇用を守る

雇用を維持したい

雇用調整助成金

※現行の特例措置については緊急事態宣言が
全国で解除された月の翌月末まで延長

一定の要件を満たす場合、
休業手当等の最大 **10/10**を助成
（日額最大15,000円）



休業期間中、
賃金が支払われない

新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金

※現行の特例措置については緊急事態宣言が
全国で解除された月の翌月末まで延長

中小企業で働く従業員（パート・アルバイト含む）に対して
日額最大 **11,000円**を支給
大企業で働く一部の従業員も対象に

